

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」と言う。）において、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目

(1) 申立人の下記取引先に関する営業損害（逸失利益）

① 福島県内における観光関連の取引先

（土産品店，ホテル，食堂及びドライブイン） 4, 300, 862円

② 福島県外における観光関連の取引先

（土産品店，ホテル，食堂及びドライブイン） 2, 191, 841円

③ スーパー・百貨店

1, 014, 300円

(2) 追加的費用（放射性物質測定費用）

64, 050円

期 間 自 平成23年3月11日 至 平成23年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金7, 571, 053円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項に掲げる期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるものの外、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月14日